議案第116号

鹿児島県環境影響評価条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県環境影響評価条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年11月提出

鹿児島県知事　　塩田康一

鹿児島県環境影響評価条例の一部を改正する条例

鹿児島県環境影響評価条例（平成12年鹿児島県条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「第47条」を「第48条」に改める。

第47条を第48条とする。

第46条第２項中「災害復旧」を「復旧復興（災害の復旧に限る。）」に改め、同条を第47条とし、同条の前に次の１条を加える。

（環境影響評価に係る書類等の公開）

第46条　知事は、事業者、都市計画決定権者又は港湾管理者が次の各号に掲げる手続を経たときは、当該各号に定める書類を、それぞれ規則で定める期間、インターネットの利用その他の方法により公開することができる。この場合においては、あらかじめ、当該書類を作成した事業者、都市計画決定権者又は港湾管理者の同意を得なければならない。

⑴　第８条（第33条の規定を適用する場合を含む。）の規定による公表　当該公表がされた方法書

⑵　第16条（第33条の規定を適用する場合及び第36条第２項において準用する場合を含む。）の規定による公表　当該公表がされた準備書

⑶　第24条（第33条の規定を適用する場合及び第36条第２項において準用する場合を含む。）の規定による公表　当該公表がされた評価書

⑷　第32条第３項の規定による公表　当該公表がされた報告書

別表の２の項中「の新築、」を「及び」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の２の項の改正規定は、令和９年４月１日から施行する。

（提案理由）

環境影響評価法の改正に準じ、環境影響評価に係る書類等の公開を知事が行うことができるようにする等のため、所要の改正をしようとするものである。